

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十七号

平成二十年埼玉県告示第千五百四十九号（建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者について）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

第六号中「建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十」を「建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第五項」に改める。